平成２４年（フ）第１８５４号
福岡市東区西戸崎１丁目10番10号
債務者　大田　恵子
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３５号
大分県日田市下井手町49番地１
債務者　中野　照章
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第２３号
岩手県釜石市栗林町第15地割１番地５
債務者　川崎ヨミ子
1　決定年月日時　平成24年10月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２４年（フ）第６９１号
仙台市青葉区台原３丁目29番16号　リーベンス台原108
債務者　土屋のり子
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７１８号
仙台市泉区松陵２丁目１番地の２　県営松陵住宅７―803
債務者　辻田　　舞（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７１号
富山県高岡市中曽根391番地
債務者　和田　有希
1　決定年月日時　平成24年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第８７号
富山県高岡市中川本町14番30号
債務者　川口　孝博
1　決定年月日時　平成24年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１１２号
富山県高岡市永楽町８番10号
債務者　西藤　哲夫
1　決定年月日時　平成24年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１１４号
富山県射水市戸破2470番地４
債務者　小林さおり
1　決定年月日時　平成24年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１５７号
滋賀県彦根市平田町60番地１―111号、前住所滋賀県彦根市鳥居本町1281番地１―102号
債務者　小川　盛靖
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１６５号
滋賀県東近江市建部北町530番地84
債務者　北相模千晶
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第８６６号
京都市右京区梅津畑原町52番地15
債務者　小林　明子
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１００７号
京都市中京区壬生相合町25番地４　ディスターアベニュー516号
債務者　大林　晶子（旧姓野村）
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０２２号
京都府城陽市久世北垣内87番地の21
債務者　石田　幸二（債務発生時の姓中村）
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０５１号
京都市伏見区羽束師鴨川町221番地１　アーバンハウス鴨川403
債務者　岩本美季こと　盧　　美季
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１１１号
京都府城陽市富野乾垣内56番地　カーメルハウス106号
債務者　成田　京子（旧姓久米）
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１２７号
京都府長岡京市調子１丁目10番10号　サンアヴェニュー長岡京403
債務者　岡本　知昭
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係